

2

災害派遣時の活動



新潟中越地震の被災地にて

2.1 災害発生後の活動一覧

- ☆災害の種類、支援場所、要請の内容などに応じて臨機応変に対応
- ☆被災地の災害対策本部や学校の指示に従ってチームで行動
- ☆活動の内容は EARTH 事務局に報告 →P.140

	学校教育	心のケア	避難所運営	学校給食
災害の発生	(安否確認) (児童引き渡し)			
	派遣要請・運営委員会の決定			
学校災害対策本部の設置 (即刻)	(施設の被害調査と教育委員会への報告) (開放区域確認)			
	支援活動の開始			
避難所開設	○学校の早期再開までの流れ P.12	○災害による心身の変化 P.24 ○基本的な対応 P.25 ○年齢に応じた心のケア P.26 ○教師の持ち味を生かした心のケア P.27 ○教職員への心のケア・サポート P.28	○避難所開設から運営へ P.32 ○避難者の受け入れ P.33 ○災害弱者への対応 P.34 ○避難者数の把握と報告 P.35 ○自治組織づくり P.36 ○生活秩序の管理や苦情などへの対応 P.37	○非常時における食事 P.44 ○食料の確保・提供と炊き出し支援 P.45 ○食事に配慮を要する人への対応 P.47
	○応急教育に向けた流れ P.14	○EARTH 員自身のセルフケア P.29	○救援物資などの受け入れと配布 P.38 ○ボランティアの受け入れ方 P.39	○学校給食再開に向けて P.48
	○施設の被害調査 P.16	○活動内容チェック P.30	○避難者への問い合わせや情報提供 P.41	○活動内容チェック P.49
	○災害情報の収集と発信 P.17		○活動内容チェック P.42	
	○校区の被害調査 P.19			
	○災害発生後の事務手続き P.20			
	○活動内容チェック P.22			
学校再開 (早期)	応急教育の実施	教職員の心のケアの共通理解	避難所運営組織確立	簡易給食の開始
	支援活動の終了			

2.2

学校教育応急対策と 教育活動の早期再開



- 1 現地の指揮・命令系統のもとに行動
- 2 安全・安心感をつくるのがスタート
- 3 学校再開の手順は地域によって違う
- 4 初動は避難所運営班と連携して
- 5 1人でせず、協力者を求める
- 6 学校再開は EARTH 各班と協力して検討
- 7 情報発信はきめ細かく、迅速、公平に
- 8 活動は状況に応じて、見直しと検討を
- 9 やるときはやる、休むときは休む
- 10 学校再開が第2段階のスタート

2.2.1 学校の早期再開までの流れ

☆学校の早期再開に向けた流れを理解する
☆災害の種類や規模に応じて柔軟に対応する

[1日目]

災害の発生

学校へ参集・教職員の状況確認

学校災害対策本部の設置

第1次被害状況の調査

児童生徒・教職員の被害調査

- ・安否確認
- ・健康状態
- ・避難先一覧表の作成
- ・住居の被害状況

→P.93へ

児童生徒の引き渡し

- ・保護者への引き渡し
- ・引き渡しカード記入

→P.93へ

施設などの被害調査

- ・安全点検（施設設備）
- ・危険区域の封鎖と応急処置
- ・被害状況の記録（写真撮影）と一覧表の作成
- ・避難所開放区域の明示

→P.94へ

→P.95へ

学校周辺の被害調査

通学路、校区の被害調査

- ・ライフラインの被害状況
- ・校区地図への記入

防災担当部局や地域との連携

- ・災害情報の収集と整理

教育委員会への災害状況の報告

- ・被害報告書の作成
- ・避難所の開設状況報告

→P.123へ

[2日～7日目]

教育委員会などとの協議調整

第2次被害状況の調査

- ・児童生徒の被災状況調査
- ・教科書・学用品不足調査 →P.100へ
- ・児童生徒や保護者への声かけ（心のケアにつながる）
- ・被災児童生徒の避難先確認（転校手続き） →P.93へ

教育委員会への報告

教育委員会などとの協議調整

- ・応急教育計画の作成・カリキュラムの作成
- ・応急教育の教材確保
- ・間借り先関係校の選定
- ・間借り相手校との調整

応急教育の実施

避難所支援班の縮小・解消

- ・避難所の自主防災組織・防災部局との協議連携
- ・学校再開のお知らせ作成 →P.103へ

[8日～]

学校再開

教育委員会・関係校などとの協議・調整

- ・長期的な課題などについて

安否確認（阪神淡路大震災時）

- ・被害のひどかった地域では、児童生徒の安否確認に1週間を要した学校も多かった。
- ・職員の中にも被災者がいたので、地震後、全職員が集まったのは、地震発生から6日後であった。
- ・電話・家庭訪問で連絡が取れなかったが貼り紙を見て登校した児童生徒もいた。登校日、約半数が登校し生徒4名の死亡が判明した学校もあった。

2.2.2 応急教育に向けた流れ

☆応急教育の実施に向けた流れを把握する
☆職員会議で情報を共有し、組織的に対応する

[1日目]

児童・生徒収容	
児童・生徒引き渡し	→P.93へ
職員会議	
避難所チェック・危険箇所明示	→P.94へ
学校の開放区域を明示	→P.95へ
避難所開設	
支援チームの要請	
学校の被害状況の調査（写真撮影）	

[2日目]

児童・生徒の安否確認
各家庭の被害状況の把握
教材教具・整備の被害調査
職員会議
①被害児童・生徒の情報交換
②避難状況の情報交換
③各職員の仕事分担
④教育活動のための場所の確保
⑤被害児童・生徒へのケアについて
⑥教材教具の確保
・不足分を教委へ要請
・OB、地域の人たちに呼びかける
⑦教師の応援要請（ローテーションの確立）

[3日～7日]

職員会議
①学校再開のお知らせについての打ち合わせ
②学校再開後の学校運営についての打ち合わせ
③避難所との調整
④児童・生徒の安全確保の検討
⑤授業形態の検討（短縮、二部、分散授業など）
⑥職員の役割分担の明確化（引率、渉外、時間割作成など）

職員会議

- ①児童・生徒の現状確認（安否確認） 家庭訪問などで得た情報の交換
- ②避難所運営状況の報告
- ③校舎の状況確認（安全確認）
- ④通学路や校区の状況確認

職員会議

- ①校舎の使用状況を判断
- ②転出児童・生徒の状況確認
- ③職員の役割分担
 - ・学校再開に向けた知らせを伝達
 - ・授業再開に向けた環境整備
 - ・教材教具の整備
- ④授業形態の検討（短縮・二部・分散など）
- ⑤応急教育計画の作成

職員会議

- ①応急教育計画の決定
- ②学校再開のお知らせの配布 →P.103へ
 - ・家庭訪問 ・防災無線 ・掲示板
 - ・テレビ、ラジオの利用
- ③避難所の支援活動の縮小
- ④学校再開の準備

[8 日 目]

学校再開

各家庭の被害状況の把握

職員の分担

- ①授業に行く教師
 - ・短縮授業（相互に応援）
 - ・二部授業（できる限りその学校の教員で対応する。できないときは教員ボランティアなどを要請する）
- ②教職員のローテーションの確立

授業の流れ

- ①全校集会（校長講話など）
- ②授業形態の連絡
- ③各学級でホームルーム（子どもと共感的に向き合う）
- ④保護者引き渡しにより下校

2.2.3 施設の被害調査

☆学校再開まで毎日点検し、その情報は避難住民にも公表

☆重点点検箇所は専門業者に依頼

☆危険箇所を分かりやすく表示

【作業手順】

- ① 点検箇所を校務分掌、防災計画などをもとに決定
 - ・できるだけ複数名で点検を実施する。
 - ・学校再開まで毎日点検を実施する。
- ② 重点点検箇所（電気、ガス、水道などに係わる場所）の確認
 - ・理科室、家庭科室、事務室、職員室、保健室、給食室、トイレなどの電気、ガス、水道に係わる場所の点検には、できるだけ多くの人員と十分な時間を充て、専門業者の点検を実施する。
- ③ 点検項目の確認 →P.94へ
 - ・落下物、突起物など、学校再開の際に児童・生徒に危険を及ぼす恐れのあるものについて、漏れなく点検できるよう点検項目についての事前確認をする。
- ④ 点検表に点検結果を記入
 - ・使用の可・不可、応急修理の要・不要、立入禁止措置の要・不要を必ず記入する。 →P.92へ
- ⑤ 点検結果を模造紙などに拡大した校舎配置図に記入
 - ・点検結果は、職員室に掲示するとともに避難所などにも掲示することで避難住民にも情報を伝達する。
（2次被害を防ぐ上でも重要）
 - ・色分けなどで危険箇所を分かりやすく表現する。
- ⑥ 立入禁止区域の表示 →P.96へ
 - ・災害弱者である外国人などにも配慮して表示する。
- ⑦ 一覧表にまとめ教育委員会や学校災害対策本部に報告

2.2.4 災害情報の収集と発信

- ☆確かな情報源からの収集（伝聞に頼らない）
- ☆情報収集手段の工夫（通信不通を考えて）
- ☆簡潔な情報の連絡・発信

(1) 収集すべき情報

通学路や校区の被害状況及び復興状況

- 水道 ○ガス ○電気
- 交通機関 ○家屋の倒壊
- 火災発生 ○その他



学校内の施設、設備、教具など備品の被害状況

→P.92・94へ

学校避難所の運営状況

避難者数、避難所となっている校内施設



児童生徒及び教職員の被災状況

- 安否（家族も含む）
- 家屋
- 避難先 →P.93へ
- 登校・出勤の可否
- 児童生徒の転出入状況 →P.102へ
- 学用品などの不足状況 →P.100へ

・デマ・流言を防止するためにも、事実確認を大切にする。

(2) 発信すべき情報

- ① 休校のお知らせ →P.100へ
- ② 音信不通の児童生徒情報
- ③ 学校再開のお知らせ →P.103へ
 - ・児童生徒 ・避難住民 ・地域住民 ・報道機関

(3) 市町教育委員会への報告

- ① 児童・生徒の被害状況
 - ② 教職員の被害状況
 - ③ 避難者受け入れ状況
 - ④ 施設の被害状況
 - ⑤ 給食施設の稼動状況及びその他特記事項 →P.101へ
- ・速やかに確認できたものから報告する。
 - ・第1次、第2次…と時間を追って最新のデータを報告する。
 - ・情報収集に時間がかかるという理由で報告を遅らせない。

情報伝達

- ・学校再開の情報などは、家庭訪問をして保護者や本人に伝えた。また、学校再開日時や集合場所を記入したポスターをベニヤ板に貼り、校門に提示した学校もあった。同時に、校区内の目に付きやすい場所にポスターを貼り付けることも行った。

2.2.5 校区の被害調査

☆校区の被害調査は心のケアも兼ねる

☆調査により住民と情報を共有し、安全な通学路を設定する

(1) 安全な通学路設定までの手順

- ① 災害対策本部、警察署、消防署などから情報を収集し、模造紙大の1枚の校区地図に情報を記入し、一元的に把握
- ② 複数でチームを組み、安全確認のため校区を調査
- ③ 危険箇所を校区地図に書き込み、災害状況地図作成（情報伝達用）得た情報は、地域住民にも共有
- ④ 災害状況地図をもとに安全な通学路を設定

(2) 必要物品

- ・児童・生徒の通学路を明記した校区地図
- ・筆記用具

(3) 被害調査時の確認事項

- ・危険箇所の確認
- ・児童生徒が在宅時は、家庭訪問をして心のケアにつながる声かけを実施

[危険箇所確認項目]

被害状況	マーク例
道路の亀裂・陥没	×
ガス漏れ	G
崖崩れ	K
路肩崩れ	R
橋の破損	×
家屋倒壊	T
火災現場	F
その他	

【記入例】



2.2.6 災害発生後の事務手続き

☆被災者の立場に立った丁寧な対応を

(1) 児童生徒にかかわるもの

- ① 転出・転入 →P.102へ
 - ・児童生徒の転出・転入一覧表を作成し、職員室などに掲示、その都度記入・確認する。
⇒後日、学籍事務や給食費などの諸費精算事務に役立つ
 - ・転出、仮転出している児童生徒の転出先の住所・学校を確認する。
 - ・転出の場合は、基本的には「在学証明書」「教科書給与証明書」を持参する。
 - ・転入の場合は、「在学証明書」「住民異動届(写)」などを確認、書類がない場合も受け入れる。
 - ・相手校へ連絡する。
- ② 教科書
 - ・災害救助法の適用を受けた市町に在籍する児童生徒が紛失した教科書は、無償で給与。適用外の市町の場合は、要保護・準要保護児童生徒のみ無償で給与する。
- ③ 就学援助
 - ・保護者の安否及び被災状況（全壊・半壊・一部損壊など）を調査し、一覧表にする。
⇒就学奨励金や助成金などの申請、学用品などの配布に役立つ
 - ・被災児童生徒の学用品の不足状況を調査し、配布する。

(2) 教職員にかかわるもの

- ① 職員の勤務状況の把握
 - ・災害発生後、深夜にわたって、また土・日曜日に災害業務や避難所支援業務などに携わった教職員の状況を把握する。
⇒勤務の振替えや管理職員特別勤務手当、特殊業務手当、宿日直手当などの支給事務に必要な
- ② 教職員の住居などの確認
 - ・被災した教職員、被災地域に勤務する教職員に係る住居・通勤・扶養など、各教職員の状況を把握する。

【想定事例】

- ・ケース 1 自宅が崩壊し、また危険を避けるために一時的・臨時に避難施設や仮設住宅などに避難
- ・ケース 2 被災によってやむをえず一時的・臨時に通勤経路や方法を変更
- ・ケース 3 被災や緊急業務のため職員が住居・通勤・扶養手当などの届出が困難

③ 災害見舞金などの手続き

(公立学校共済組合、学校厚生会、教職員共済など)

(3) 学校備品・校舎施設にかかわるもの

① 被害状況の報告

- ・校舎備品などの被害状況の報告が求められる。
(写真添付)

② 備品などの移動

- ・仮設校舎などの建設や、間借り授業などにより、学校備品の移動が必要となる。
- ・備品移動リストを作成する。

災害時の備品管理

備品の被害調査とその写真撮影に3週間を費やす。パソコンから備品照合簿を印刷。これをもとに一品ずつ状況を確認し、写真撮影をする。

仮設校舎への備品移動を正確に行うために備品一品一品の現在場所と移動先と移動担当者の振り分けをする必要があった。全校分の備品であるため、手書きではとても間に合わなかった。

2.2.7 活動内容チェックリスト

① 学校の早期再開までの流れ

- 学校の早期再開に向けた流れを助言できたか
 - 児童生徒・教職員の被害調査
 - 校区及び施設などの被害調査
 - 災害情報の収集と整理
 - 教育委員会への被害状況報告
 - 応急教育実施に向けた教育委員会との調整
 - 学校再開に向けた自主防災組織・防災部局との協議・連携

② 応急教育に向けた流れ

- 応急教育の実施に向けた流れを助言できたか
- 情報を共有し組織的に対応するよう助言できたか
 - 被害状況の把握
 - 教育活動再開のための教室の確保
 - 児童生徒への心のケアについての確認
 - 教材教具の確保
 - 授業形態（二部授業、分散授業など）の検討
 - 教職員の役割分担の検討
 - 応急教育計画の立案
 - 通学路・校舎の安全確認
 - 環境整備
 - 休校期間、学校再開日の決定
 - 保護者への周知と協力要請

③ 施設の被害調査

- 被害調査の手順と留意事項を助言できたか

④ 災害情報の収集と発信

- 収集・発信すべき情報について助言できたか

⑤ 校区の被害調査

- 留意すべき点や手順について助言できたか

⑥ 災害発生後の事務手続き

- 阪神・淡路大震災の経験をもとに助言できたか
 - 児童生徒にかかわるもの
 - 教職員にかかわるもの
 - 学校備品・校舎施設にかかわるもの

2.3

心のケア



- 1 子どもたちや先生方に「安心感」を
- 2 人との接触は「会話」を大切に
- 3 思いやりの心を持って
- 4 時間がかかるということを伝える
- 5 子どもには現地の教職員がかかわるほうがいい
- 6 ストレス反応とその対処法の体得
- 7 臨床心理士などとの連携を
- 8 現地のやり方から学ぶ
- 9 EARTH の他班との連携
- 10 「兵庫」というだけで災害の経験者である

2.3.1 災害による心身の変化

☆症状は時間経過や年齢などによっても異なるので特徴を理解しておく

災害発生

災害時の恐怖体験

マヒ

- ・その時のことが思い出せない

逃避

- ・災害のことを思い出したくない

興奮・過覚醒

- ・はしゃぐ
- ・眠れない
- ・イライラする
- ・クラスが落ち着かない

再体験

- ・フラッシュバック
- ・悪夢
- ・災害遊び

パニック（余震）

身体反応

- ・保健室への来室が増える

行動化

- ・遊んでいるのケガがふえる
- ・ケンカがふえる

災害による喪失体験

- ・大切な人を亡くす

無感覚

否認

（そんなはずはない）

怒り

（なぜ自分に）

絶望

喪の作業 ※2

受け入れ

アニバーサリー反応 ※1

継続するストレス

避難生活による
ストレス

仮設住宅など住まい
のストレス

二次的複合的要因に
よるストレス

経済状況
人間関係

※1 アニバーサリー反応とは慰霊式等が刺激となり症状が再発すること、喪の作業にとって大切

※2 喪の作業とは心の中に亡くなった人を生かす作業（追悼文集・献花・送る会）

2.3.2 基本的な対応

☆まず身体のケアをしてから心のケアを
☆親近感が大切、自然な形で話せるよう雰囲気作りを
☆年齢に応じた優しさと思いやりで安心感・安全感を
☆ストレス反応が激しい時は専門家へ

- (1) **心の問題の発生の程度は個々によって異なる**
 - ・災害の種類と程度により
 - ・本来の性格傾向や体質により
 - ・発生前の生活環境により
 - ・親子関係や家族関係などにより
- (2) **自然な形で話せるように、まずは関係づくり雰囲気づくりを**
 - ・子どもと一緒に遊んだり言葉かけをしながら
 - ・具体的に手伝いをしながら、作業に関わりながら
- (3) **基本的な対応**
 - ① 聴くとき
 - ・聴くための十分な時間を作る
 - ・相づちを忘れない
 - ・話を妨げない
 - ・目のサインを見落とさない
 - ・目の高さを合わせて聴く（特に子ども達）
 - ・相手の立場に立ち、共感を持って対応する
（不安な気持ちになったり、イライラしたり、悲しくなることは、自然なことであり、自分もその状況では同じ気持ちになることをイメージし、伝える）
 - ・問題の原因を決めつけない
 - ② 年齢に応じた対応を心がける
 - ③ 気になる症状が続いたり、だんだんひどくなる場合は専門家へつなぐ

2.3.3 年齢に応じた心のケア

☆自然に話ができる雰囲気作りを
☆年齢によってストレスへの反応が異なり、対応方法も変わってくる

(1) 幼児・少年

- ① 親近感を持たせ、安心感を与えることが必要
 - ・一緒に遊んだり、スキンシップをとる。
- ② 自然に話ができる雰囲気づくり
 - ・恐怖心や不安感は当然のこととして、肯定的に受け止める。

(2) 青年

- ① 話をよく聞き、不安や恐怖を自然なかたちで表出させる
- ② 現在必要な医学的治療を受けるよう勧める
- ③ 家族の中心としての役割を自覚させる。また同時に、それをサポートする

(3) 壮年・熟年

- ①②…青年と同じ（具体的な支援として何が必要かを聞く）
- ③ 自分自身の心的ストレスへ意識を向けさせ、その解消を支援
 - ・入浴、食事など日常生活行動のなかでの解消を図る。
- ④ 可能な限り、家族とのつながりを図る

(4) 老人

- ①②…青年と同じ
- ③ 心と体の疲れをとる具体的方法を勧め、支援
 - ・入浴、温かいお茶、肩もみなどで体の緊張をほぐし、心のガードを解く。
- ④ 家族とのパイプ役となり、家族とのつながりを支援
- ⑤ 老人同士のつながりを支援
 - ・茶話会などの機会を設ける。

エピソード

新潟中越地震で派遣された EARTH 員は被災した子どもたちや保護者に自然な声かけをしていった。そして、うなずきながら話を聴いていった。

H17.12「新潟県の検証訪問」での聞き取りより

2.3.4 教師の持ち味を生かした心のケア

☆子どものストレス反応は、異常事態時には当然起こりうる
☆声かけ、スキンシップや遊びで心のケアを
☆子どもの状態は時間の経過と共に変化するので、長期的な経過観察と保護者や専門家との連携が大切

- (1) **子どもとの接触・会話を大切に**
 - ・声かけなど日常的な接し方のノウハウを生かす。
 - ・個々の子どもに応じたコミュニケーションをとる。
- (2) **子どもの状態を的確に把握**
 - ・災害に遭遇した時、様々なストレス反応がある。
 - ・一見元気に見える子どもでも重い心的ストレスを抱えている場合も多数ある。
 - ・災害時などの異常事態に当然起こりうる反応
 - ・時間の経過とともに変化する。
 - ・子どもの状態を把握するひとつの手段として「こころとからだのアンケート」がある。
(被災直後と1ヵ月後に実施) →P.108へ
- (3) **「あそび」を通じての心のケアを**
 - ・共に遊ぶことで、心の緊張をほぐすことが可能
折り紙、お絵かき、絵本の読み聞かせや紙芝居「かばくんの気持ち」など →P.113へ
- (4) **スキンシップの大切さ**
 - ・スキンシップ（おんぶやだっこ、添い寝など）
 - ・子どもたちの不安感の軽減と安心感をもたらす。
- (5) **長期的な経過の観察**
 - ・子どもたちの心的ストレスの状態は時間の経過とともに変化する。
 - ・毎日子どもたちと長い時間を過ごす教師は長期的に経過を観察できる。
 - ・それぞれの時期・症状に応じた対応を考える。
- (6) **保護者、スクールカウンセラー、専門家と連携を**

2.3.5 教職員への心のケア・サポート

☆教職員は「燃えつき症候群」に陥りやすいので、定期的な休息を
☆セルフケアは「がんばりすぎないこと」を合言葉に

(1) 教職員を襲うストレス

- ・被災者の支援に当る教職員も大きなストレスを受ける。
- ・自らも被災者である教職員は二重のストレスを抱える。
- ・人間関係や個人の性格、周囲の環境によって、ストレスによる反応は大きく左右される。

(2) ストレス反応

【ストレス症状の自己診断】

- | | |
|---|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ケガや病気になりやすい | <input type="checkbox"/> ものごとに集中できない |
| <input type="checkbox"/> 何をしてもおもしろくない | <input type="checkbox"/> よく眠れない |
| <input type="checkbox"/> すく腹が立ち、人を責めたくなる | <input type="checkbox"/> 発疹が出る |
| <input type="checkbox"/> 問題があるとわかりながら考えない | <input type="checkbox"/> 気分が落ち込む |
| <input type="checkbox"/> 状況判断や意思決定にミスがある | <input type="checkbox"/> 不安がある |
| <input type="checkbox"/> 周囲から冷遇されていると感じる | <input type="checkbox"/> もの忘れがひどい |
| <input type="checkbox"/> 向こう見ずな行動をする | <input type="checkbox"/> 自分が偉大だと思ひこむ |
| <input type="checkbox"/> 酒やたばこが増える | <input type="checkbox"/> 人と付き合いたくない |
| <input type="checkbox"/> 同僚や上司を信頼できない | <input type="checkbox"/> 休息や睡眠をとれない |
| <input type="checkbox"/> じっとしてられない | <input type="checkbox"/> 頭痛がする |
| | <input type="checkbox"/> いらいらする |

- ・上の症状が4～5項目程度なら問題はないが、6～7項目以上あてはまる場合は注意が必要。

(3) ストレスの処理法

- ① 決まった時間で交代し、責任のない立場や時間を設け、自分との対話を大切にする

【ストレスの自己管理法】

- | | |
|--|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 自分の感情を自然でさけられないものだと思える | |
| <input type="checkbox"/> ストレスに対する反応は、人それぞれ異なることを知る | |
| <input type="checkbox"/> 周囲の制約を認識し、自分に無理をさせない | |
| <input type="checkbox"/> 自分の好ましい姿を自分自身に言い聞かせる | |
| <input type="checkbox"/> 恐怖や自分でもおかしいと思う感情も人に話す | |
| <input type="checkbox"/> 食事をよく取り、酒やタバコを控える | <input type="checkbox"/> 運動をする |
| <input type="checkbox"/> 自分の成長を自分でほめる | |
| <input type="checkbox"/> 同僚や家族の気持ちを理解する | |
| <input type="checkbox"/> 思いこみによって判断しないようにする | |
| <input type="checkbox"/> 焦点を絞って考える | |
| <input type="checkbox"/> 複雑な問題は要素ごとに分けて考える | |
| <input type="checkbox"/> ストレスの症状に対して構えをする | |

- ② 仲間同士で観察しあい、助け合う
- ③ ミーティングにより、グループによる体験の共有化を図る
- ④ ストレスマネジメントの手法によるセルフケアをする

2.3.6 EARTH 員自身のセルフケア

☆ 2人組で行動し、チーム内のミーティングを大切に

☆ 無理は禁物

☆ ストレスチェックと自分にあったストレスマネジメント

(1) 支援活動でのポイント

① 出勤前

- ・ 派遣についての説明や現地の情報提供を受ける。

② 現地

- ・ 2人組で行動し、お互いに助け合い、観察しあうことで、自分自身のストレス症状を早期に発見できる。
- ・ 決まった時間で交代する。
- ・ 疲れた時は活動を一時休止する。
- ・ 必ず時間を決めて休息する。
- ・ 一日の終わりに EARTH 員全員で、その日に体験したことを話し合う。その際、特定の個人の批判や非難はしない。

③ 任務完了時

- ・ 解散前に体験したことや感想を話し合う（デブリーフィング）。

【デブリーフィングの3条件】

- ・ 内容についての秘密を保持する。
- ・ 発言に対する批判をしない。
- ・ ストレス反応は正常な反応であることを再認識し、ストレスへの対処方法を考え、将来について考える。

(2) ストレスチェックをする

→P.28へ

(3) ストレスマネジメントの手法によるセルフケア

～自分にあった方法で～

- ① 動作によるリラクセス法
- ② ペアリラクセーション
- ③ 呼吸法
- ④ 簡易自律訓練法
- ⑤ 瞑想をする

→P.110へ

2.3.7 活動内容チェックリスト

① 災害による心身の変化

時と共に変化する心の状態について理解して活動したか

② 基本的な対応

話を聴くときの留意点についての助言できたか

③ 年齢に応じた心のケア

年齢による心のケアの違いと共通点を示せたか

親近感・安心感の大切さを示せたか

受容的な態度の大切さについて助言できたか

④ 教師の持ち味を生かした心のケア

声かけの大切さを示せたか

災害時の子どもの反応

スキンシップや遊びによってコミュニケーションがとれたか

長期的な観察と判断・専門家、関係機関などとの連携の大切さを助言できたか

⑤ 教職員への心のケア・サポート

現地教職員とのコミュニケーションはとれているか

(求められて) 災害後のストレス反応や心のケアの必要性、そのノウハウなどを伝えたか

ストレス反応の状況を把握するノウハウを提示したか
(心と体のアンケート、チェックリストなどの活用)

現地教職員の「心のケア」に気を配っているか

⑥ EARTH 員自身のセルフケア

チーム内のミーティングを行ったか

セルフケア(休息)を心がけているか

ストレスチェックを実施したか

自分にあったストレスマネジメントを実施したか

活動上知り得た個人情報の取扱には充分留意したか

交代時の引き継ぎが行えたか

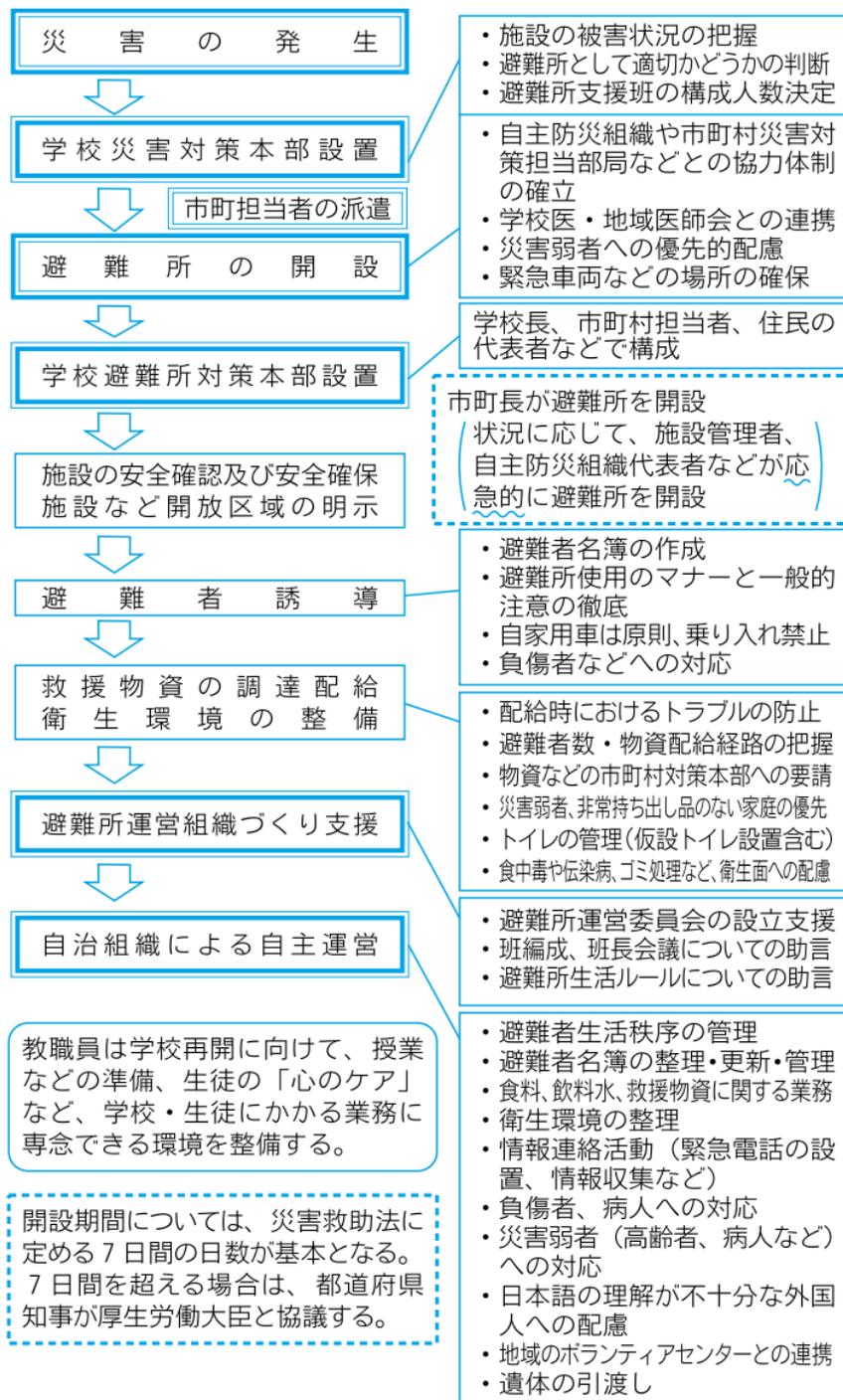
2.4

学校における 避難所運営の支援



- 1 初動が大切、いつでも出動できる態勢を
- 2 避難者に安心を与える
- 3 現地の教職員の支援を中心に
- 4 現地のルールに従う
- 5 現地市町村との連携
- 6 避難所食事面で学校給食班と連携
- 7 避難者による自主運営は、学校再開への近道
- 8 学校再開に向け学校教育班と連携
- 9 心のケアにむけ、心のケア班との連携
- 10 避難所閉所に向けたアドバイス

2.4.1 避難所開設から運営へ



2.4.2 避難者の受け入れ

☆施設の安全確認をした後、開放区域の明示を
☆災害弱者に配慮

(1) 人命を第一に考え、原則として以下の避難者を受け入れ

- ① 住居を失った一般被災者
- ② 住居を失った高齢者、障害者などの災害弱者
- ③ 被災家屋に残る在宅被災者
- ④ 通勤者など帰宅困難者

(2) 避難場所

- ① 安全確認の判定結果で、使用不可と思われる建物の部屋には避難者を避難させない。既に避難者がいる場合は移動させる
- ② 避難者1人あたりの避難スペースは以下の最低面積を参考に適切に公平に対処する



1 m²…被災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有が可能な面積。



2 m²…緊急対応期段階での就寝可能な面積。
各世帯ごとに間仕切りを用意し禁煙とする。



3 m²…避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有が可能な面積。更衣室（授乳所）などを確保し、避難者のプライバシーを確保する。

- ③ 災害弱者の避難場所はできるだけ1階に設置し、家族の付き添いに配慮する

2.4.3 災害弱者への対応

→P.122へ

- ☆災害弱者の専用スペースを確保（1階が望ましい）
- ☆身体状況を把握し、順位付けして対応する
- ☆付き添う家族の場所も考慮する

【基本的考え方（優先順位）】

対象者	3日以内	引き続き速やかに
A 介護を要する 障害者 高齢者 傷病者	<ul style="list-style-type: none">・基本的に専門施設などへ移送・一時的に避難所への受け入れを要する時は、専用スペースを割当て、市町本部に対応物資、介護支援物資を要請	
B A以外の障害者、 乳児・産婦など	<ul style="list-style-type: none">・専用スペースを割当て・地域住民などに協力要請・市町本部に対応物資などを要請	<ul style="list-style-type: none">・専門施設・福祉避難所へ移送
C 上記以外の高齢者、 幼児、外国人など	<ul style="list-style-type: none">・地域住民などに協力要請・市町本部に対応物資などを要請	<ul style="list-style-type: none">・専用スペースを割当て・必要により福祉避難所へ移送・ボランティアなどへ支援依頼

- ・避難所において対応できない場合、福祉施設に直接又は県に斡旋を要請して、災害弱者の緊急一時入所を行う。
- ・精神障害者に対する医療が必要な場合は、健康保険事務所に設置された精神科救護所に要請する。

2.4.4 避難者数の把握と報告

☆避難者数の正確な把握はすべての支援の基礎
☆時点データを随時更新し報告

- (1) 避難者数の把握 →P.120へ
- ① 避難所の運営と支援は、避難者数を基礎
 - ・名簿への登録について、避難者に協力を周知する。
 - ② 避難者に避難者家族票を手渡し記入依頼
 - ・個人のプライバシーに配慮する。
 - ③ 避難者家族票を集約し、避難者一覧表を作成
 - ④ 避難者家族票を提出した避難者から室内へ誘導、座れる場所だけを確保（状況により先に誘導もありうる）
 - ⑤ 避難者一覧表を基に現在の避難者数と男女、小学生、中学生、高校生、外国人、乳児、幼児、65歳以上の高齢者、要介護者、身体障害者など災害弱者の人数も把握
- (2) 避難者の報告 →P.123へ
- ① 避難所開設状況報告書（速報）にそって、避難者の人数を記入
 - ② 救護場所へ避難した避難者の健康状態と人数を把握し、状況報告
 - ③ FAX やメールが使用できない場合は徒歩や自転車などで報告
- (3) その他の報告 →P.124へ
- ① 避難者の必要な食料や毛布などの支援物資を人数分災害対策本部へ報告、送付を依頼
 - ② 避難所の施設などの状況も報告
 - ・避難所の使用不可の区域と被害状況
 - ・水道、電気、ガス、トイレ、電話、FAX 校内放送設備の使用不可状況と被害状況をそれぞれ記入

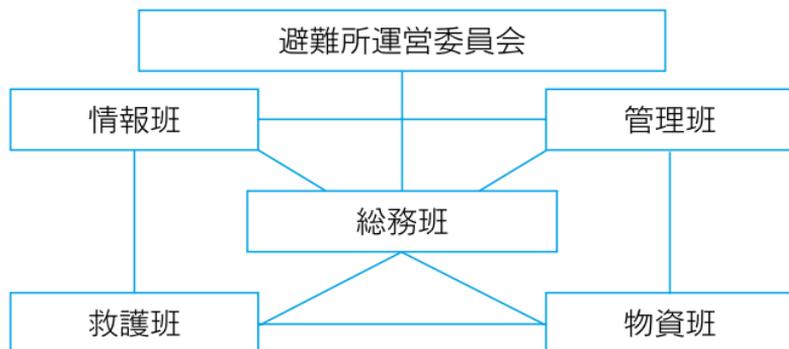
2.4.5 自治組織づくり

☆自治組織の早期立ち上げは学校の早期再開につながる
☆コミュニティー意識が希薄な地域は、市町派遣職員や施設管理者が自治組織の立ち上げをリードする
☆避難所運営を自治組織が主体的に実施する

(1) 手順

- ① 避難場所ごとの避難者で組を編成し、組の代表者を選出
- ② 必要に応じて適宜、組の代表者の交換を実施

(2) 組織図 (例)



避難所運営委員会

各組の代表・施設管理者・市町派遣職員・各班班長から編成

総務班

避難所の管理、秩序維持、ボランティアの要請、避難所の生活ルールに関すること
避難所日誌の記入など避難所運営全般の取りまとめ

情報班

避難所名簿の更新及び管理
避難者への情報管理及び情報提供

物資班

食糧などの配給及び不足分の請求
生活物資の配給
不足分の請求及び余剰物資の管理

救護班

負傷者の対応（医療施設への搬送など）及び災害弱者への支援、医療機関との連携

管理班

避難所における衛生管理・環境管理

→P.129へ

2.4.6 生活秩序の管理と苦情などへの対応

- ☆避難所開設当初にルールを示す
- ☆適宜、避難所運営委員会で協議し補足周知する
- ☆できること、できないことを明確にして丁寧に対応する

(1) 生活ルールの項目例

- ① 避難所運営委員会について
- ② 避難所の利用方法やマナー
- ③ 食糧、物資の配給について
- ④ 点灯や消灯時刻について
- ⑤ 呼び出しや連絡の方法について
- ⑥ 清掃やごみ処理などの衛生確保について
- ⑦ 飲酒、喫煙、火気使用に関すること
- ⑧ その他

→P.128へ

(2) 避難者の苦情、悩み事への対応

避難者の代表者から運営委員会に連絡し、その解決を求める。

- ・よく話を聞き、できることとできないことを明確に
- ・相手が納得するまで説明
- ・災害弱者の要望は、個別に話を聞いて把握
- ・避難所内で対応できない場合は災害対策本部に連絡

→P.126・127へ

避難住民の

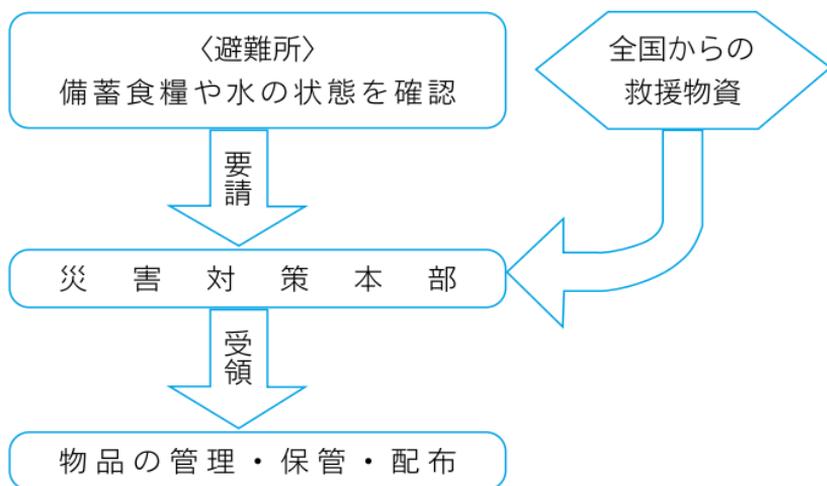
- ・不安感
- ・焦燥感
- ・ストレス感

取り除くために

- ・語らいの場の設置
- ・健康体操
- ・レクリエーション
などの実施

2.4.7 救援物資などの受け入れと配布

- ☆避難者数と要給食者数の把握をする
- ☆迅速かつ公平に分配するため組ごとに配給する
- ☆災害弱者に対応した物資の提供をする
- ☆食料は保管場所・賞味期限など衛生上の配慮を



→P.124へ

【食料などの配給】（物資班）

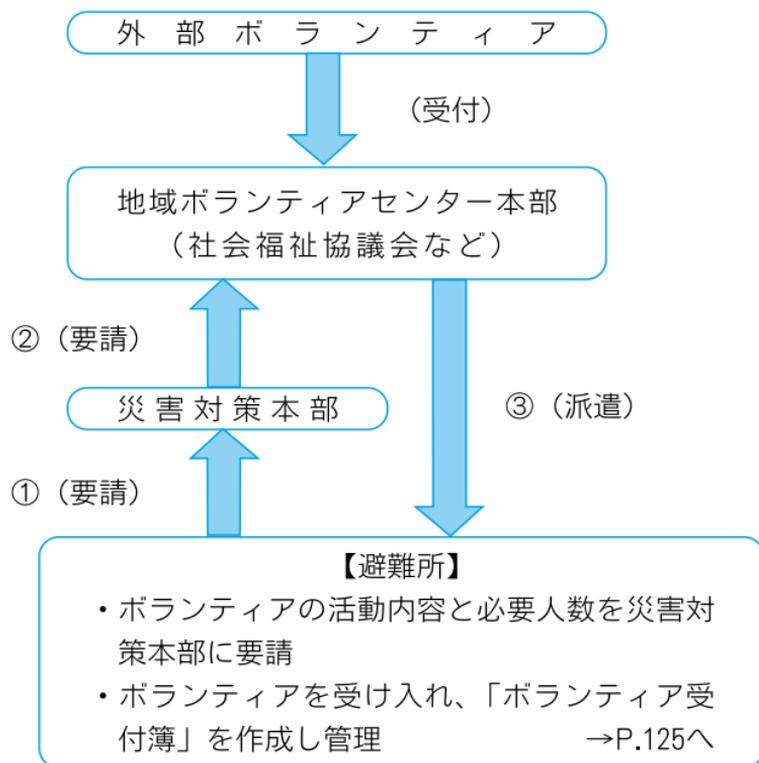
- ・迅速かつ公平に行うため、避難者の組ごとに配給する。
- ・公平性が確保できない時は、原則として全員に配給できるようになるまでは行わない。ただし、どうしても配給する場合は、避難所運営委員会の理解と協力を得てから行う。
- ・避難者以外の近隣の在宅被災者にも等しく食料・物資を配給する。
- ・特別なニーズがある物資など、特別な要望については個別に対処する。

2.4.8 ボランティアの受け入れ方

☆要請は災害対策本部へ

☆派遣はボランティアセンターから

☆医療・介護・教育など専門ボランティアや中・高校生なども積極的に受け入れる



(1) ボランティアに依頼する内容 (例)

- ・学校の早期再開にかかる支援 (教職員ボランティア)
- ・災害・安否・生活情報の収集、伝達への協力
- ・老人介護・看護活動の補助
- ・傷病者の搬送の補助
- ・炊き出しへの協力
- ・清掃など衛生環境保持の補助
- ・物資・資材の搬入・保管・仕分け・配布など

- ・手話・筆話・通訳などの支援協力
- ・幼児保育への協力(中・高生ボランティアなど)
- ・避難所運営に対する助言
- ・その他、危険を伴わない軽易な作業への支援

(2) ボランティアの心構え(例)

ボランティア参加者には、以下のような心構えで参加協力してもらおう。

- ① ボランティア本人の自発的な意思と責任により被災地での活動に参加・行動することが基本。
- ② まず、自分で被災地の情報を収集し、家族の理解も事前に得ておく。その際、現地のボランティアセンターに事前に連絡し、ボランティア活動への参加方法や注意点について確認する。
- ③ 安全や健康についてボランティアが自分自身で管理することであると理解したうえで参加する。体調が悪ければ参加を中止することが肝要。
- ④ ボランティアの宿泊所は各自で手配し、水、食料、その他の身の回り品も自分で事前に用意し携行する。
- ⑤ 被災地に到着したらまず、災害救援ボランティアセンターを訪れ、ボランティア活動の登録をする。
- ⑥ 被災地における緊急連絡先、連絡網を必ず確認し、地理や気候など周辺環境を把握した上で活動する。
- ⑦ 被災した方々の気持ちや、プライバシーを十分配慮し、マナーある行動と言葉遣いでボランティア活動に参加する。
- ⑧ 現地受け入れ機関の指示、指導に従って活動する。単独行動はできるだけ避け、組織的に活動する。
- ⑨ 自分にできる範囲の活動を行い、休憩を心がける。無理な活動は思わぬ事故につながりかえって被災地の人々の負担となる。
- ⑩ ボランティア活動保険に加入する。

(全国社会福祉協議会 HP 掲載「災害時のボランティア活動について」をもとに兵庫県教育委員会が作成)

2.4.9 避難者への問い合わせや情報提供

- ☆マスコミには窓口を一本化して対応する
- ☆避難者のプライバシーに配慮する
- ☆問い合わせや情報提供は災害弱者にも配慮する

(1) 問い合わせなどへの対応

- ・マスコミ対応は、避難者運営委員会に窓口を一本化、公表にあたってはプライバシーを考慮、発表項目には充分留意する。
- ・外部からの避難者への電話などによる問い合わせに対しては、放送による呼び出しを実施（時間帯を決めて）、時間外は原則として掲示板を通して実施。ただし災害弱者への配慮も怠らない。

【対応例】

「誰をお探しですか。捜されている方のご住所とお名前をお教えてください。」

「あなた様のご連絡先とお名前をお教えてください。」

「呼び出しても連絡のない場合があります。それ以上の対応はできませんのでご了承ください。」

(2) 避難者への情報提供

① 情報提供をする項目

【安否】、【医療・救護】、【水・食料】、【救援物資】、
【教育】、【長期受け入れ施設】、【生活再建】、
【余震や天候】、【風呂の開設】など

② 情報提供をする時の留意点

- ・緊急かつ全員に連絡を要するもの以外は、原則として掲示板を使用する。
- ・掲示板には被災者相互が情報交換できる「伝言板コーナー」を設置する。
- ・メモは7センチ角の付箋などを利用し、受信日時、避難者の氏名と住所、問い合わせ先の氏名連絡先を記載し、掲示板に添付する。

2.4.10 活動内容チェックリスト

(1) 初期活動

- 避難所に入り、避難所の視察・避難所日誌・関係者からの説明などで状況を把握したか
 - 施設及びスタッフ
 - 避難者の受け入れと人数の把握
 - 災害弱者への対応
 - 自治組織づくり
 - 生活秩序の管理と苦情などへの対応
 - 救援物資の受け入れと配布
 - ボランティアの受け入れ
 - 避難者への問い合わせや情報提供

(2) 運営上の活動

- 運営上の活動が2人組を原則に行えたか
- 組織内の連携が図れたか
- 学校が避難所となった場合の「留意事項」をふまえた活動ができたか
 - 避難所運営について、阪神・淡路大震災の教訓を生かしたか
 - 2日目以降、避難者の自立再建の原則に基づき、支援できたか
- 活動に際しての問題点を記録できたか

(3) 役割交替

- 活動記録を記入できたか
- 交替者に状況説明など引継ぎが行えたか

(4) 役割終了

- 県教委事務局など所属機関に連絡したか
- 避難所で使用した備品などを返却したか
- セルフケアができたか

2.5

学校における 食の支援



- 1 いつでも出動できる態勢を
- 2 避難所の様子と食事の状況を把握
- 3 備蓄などの状況を把握し避難所運営班と連携を
- 4 食事の確保の検討と地域住民・ボランティアとの連携
- 5 「避難所の食事について」アドバイス
- 6 学校給食再開に向け学校教育班と連携
- 7 食事に配慮を要する人の把握とケア
- 8 食物によるストレスなど心のケア班との連携
- 9 長期的な食料確保の検討と確認
- 10 食事と健康面についてのアドバイス

2.5.1 非常時における食事

☆食事は生命・健康・体力の維持に欠かせない

☆心のケアには「あたたかさ」がポイント

☆学校給食の早期再開は精神的・肉体的に大きな役割を果たす

(1) 非常時における食事とは

- ・生命の維持が保障されることが、必要となる。
- ・食事が継続して提供されることが肉体型、精神面の健康にとって不可欠となる。
- ・あたたかい食べ物を提供することで、ホッとさせるメッセージが伝わり、心のケアにもつながっていく。
- ・避難生活が長引くと栄養の偏りや、心の健康への影響が心配される。
- ・学校給食の早期再開を果たすことは、子どもたちにとって精神的にも肉体的にも大きな役割を果たすことを考慮する。
- ・災害発生からの時間経過によって支援の内容が変わるので臨機応変に対応する。

(2) 災害発生時からの食支援（例）

備蓄庫などの非常食を提供する。



市町からの救援物資が届き配給する。



県や他府県などからの救援物資が届き配給する。
ボランティアなどの炊き出しが始まる。

2.5.2 食料の確保・提供と炊き出し支援

- ☆食料に関する情報や避難者に関する情報の把握
- ☆食事に関する留意事項の周知
- ☆災害対策本部、ボランティアなどとの連携

(1) 避難所運営班との連携による食料の確保・提供

① 食料の情報収集

- ・現時点の食事状況把握と非常食の使用方法を検討する。
(食事回数、内容の聞き取りと記録)
- ・食の支援ネットづくりにより被害状況(ライフライン・施設・設備)の把握と食料確保に向けた情報収集を図る。

② 食料の確認と管理

- ・食料の品質・消費期限・保存方法などに留意する。

→P.132へ

③ 食料の提供

- ・食料(備蓄庫を含む)の有効利用方法を検討する。
- ・避難者に「避難所での食事で気をつけること」を周知する。

→P.136へ

◎衛生面の注意点

◎栄養のバランスの注意点

◎心のケア(ストレス防止)

- ・避難所の栄養管理及び被災者の栄養相談などに生かすため、食料配布記録において、食生活状況を把握する。

→P.132へ

④ 学校給食再開に向けての長期的な食料確保

- ・学校給食再開(簡易給食も含む)に向け長期的な食料確保の確認する。

(2) 炊き出し支援

① 炊き出し方法と内容の検討

- ・被害状況により「炊き出し」が必要か検討し、災害対策本部の指示に従う。
- ・「炊き出し」を行う組織と共に、何人分必要か把握し、食料確保、調理方法、場所などについて衛生管理を含め検討する。

② ボランティアとの協力体制

- ・「炊き出し」実施に向けボランティアを確保する。

→P.133へ

③ 食の支援における衛生管理

- ・「炊き出し」を行う場所から遠方に食事を運ぶ場合は、配送時間の短縮と衛生管理に注意する。
- ・夏場の食の支援は特に衛生管理に注意し、常温での放置は、厳禁とする。

エピソード

災害後の食料供給状況（灘区・東灘区・北淡町の例）

1月17日

食料・水なし。連絡取れず、避難所にも入れず。

1月18日

企業などから救援物資が届く。子どもとお年寄りを優先したが、行き渡らない人が多かった。水なし。一部地域でお米屋さんが炊き出し。

1月19日

43号線以南はこの日まで何もなし。ごく少量の救援物資（乾パン、クッキー、パンなど雑多）を配布。救援物資は多量に届いたが、集積場所がない。コープが物資を放出。一部スーパーが営業。弁当屋さん、食品企業などがおにぎり援助。

○1月20日以降、ビタミン類が欠乏したために多くの人が体調を崩す原因となった。

○炊き出しは、避難者の食に対する期待を後援する一般的意義だけでなく、精神面の安定と栄養面の両面において有効だった。

2.5.3 食事に配慮を要する人への対応

☆災害弱者について状況を把握

☆栄養士・保健師・心理カウンセラーとの連携

(1) 妊産婦・乳幼児・高齢者への対応

- ① 体調が良好な人には、それぞれ状態にあった食事を提供
- ② 体調が悪い人には、医師の受診や保健師の受診を勧める

(2) 持病のある人への対応

- ① 持病のある人には、かかりつけの医師の指導を受けるよう勧める
- ② アレルギー反応の恐れがある食品の把握
- ③ 生活習慣病の病名を把握
※個人情報扱いには注意

→P.134へ

(3) 摂食障害など心のケアが必要な人への対応

- ・心理カウンセラーのカウンセリングを受けるように勧める。

(4) その他

- ・炊き出しなどの調理作業で簡単な栄養指導教室のようなものを計画、ストレス解消を図る。

エピソード

ある保健センターでは、アレルギー疾患対応の食料配布をし、4月11日までに70人ぐらいが利用した。

2.5.4 学校給食再開に向けて

☆学校給食再開への検討を行う

- ・給食施設・調理師の状況
- ・ライフラインの状況
- ・食材確保の見通し
- ・献立

☆学校・行政との連携がポイント

(1) 学校教育班、学校職員、行政との連携

- ① 災害発生後、数日を経て避難所運営が軌道に乗り始めると、学校再開と平行して学校給食再開への計画を立案
- ② 学校教育班との連絡調整を密にし、学校職員と行政との連携を図り、給食施設・ライフラインの復興状況を把握し、再開の目途をつける
 - ・給食施設（本来の施設・他の施設・近隣学校との合同）の稼働を検討する。
 - ・食材の確保（炊き出しと平行して、長期的な食料確保の確認）を検討する。
 - ・献立を検討（完全給食・簡易給食・弁当給食）する。

→P.135へ

(2) 学校給食再開への手順

- ① 学校給食再開において、給食時間の調整と児童生徒への給食指導を検討
 - ・学校給食再開時、完全給食が困難な場合、短期長期の簡易給食を検討する。

簡易給食の献立例

アップルパン 牛乳・ソーセージ たまごプリン	たきこみごはん 牛乳 豚汁	コロッケパン 牛乳・果物（缶詰） わかめスープ
ごはん 牛乳・ふりかけ けんちん汁	焼きそばパン 牛乳 たまごスープ	カレーライス 牛乳・サラダ ゼリー
ませごはん 牛乳 かず汁	ハンバーガー 牛乳・チーズ りんご	おにぎり 牛乳 みそ汁

（上記全て調理済食品を活用）

2.5.5 活動内容チェックリスト

① 非常時における食事

- 食事の意義について理解して活動したか

② 食料の確保・提供と炊き出し支援

- 避難所運営班と連携できたか
- 避難所の食料に関する現状把握ができたか
 - 食料の品質について確認したか
 - 消費期限について確認したか
 - 保存方法について確認したか
- 避難者についての現状把握ができたか
- 避難者に「避難所の食事で気をつけること」を周知できたか
- 炊き出しが必要か検討し、災害対策本部の指示を仰げたか
- ボランティアとの協力体制が取れたか
- 食支援における衛生管理ができたか

③ 食事に配慮を要する人への対応

- 災害弱者についての状況を把握できたか
- 栄養士・保健士・心理カウンセラーなどと連携が取れたか

④ 学校給食再開に向けて

- 学校教育班との連携が取れたか
- 学校職員との連携が取れたか
- 市町の行政との連携が取れたか
- 給食施設の状況をつかんだか
- 調理師の状況をつかんだか
- 食材確保の見通しが立ったか

MEMO

2.6

中長期における 支援のポイント

応急教育の実施について

教師ができる心のケアプログラム

避難所解消の手順

学校給食の再開と食の支援

2.6.1 応急教育の実施について

☆学校の早期再開は児童生徒の心のケアに有効
☆学習形態の工夫、指導形態の工夫、交流の場の設定

(1) 応急教育の形態

- ① 短縮・・・自校のみで授業再開し、短縮授業を実施
- ② 二部・・・自校で午前・午後の二部授業を実施
- ③ 間借り・・・自校以外の施設を借りて授業を実施

(2) 学校を再開するための5原則

- ① ライフラインの復旧
- ② 教職員等スタッフの確保
- ③ 学習の場の安全確保
- ④ 通学路の安全確保
- ⑤ 保護者への周知と理解

(3) 応急教育実施上の留意点

- ① 初期の段階は学校行事等を積極的に取り入れ、子どもと共感的に向き合うなど心のケアに留意
- ② 引き渡しを取り入れるなど保護者の協力を得たり、市町教育委員会に要望して、バスを借り上げたり登下校の安全確保に留意
- ③ 他校において間借り授業等を実施する場合は、子ども達だけでなく教職員も交流の機会を設け相互の理解を深めるよう配慮
- ④ 避難所が設営されている場合は被災者との交流の機会も設け、相互の理解を深めるよう配慮
- ⑤ 学級の枠を取り除き、交流授業やTT等工夫した学習形態をとり、子ども達一人ひとりの良さを多方面から発掘し広めたり、きめ細かな支援を工夫
- ⑥ 教育課程の精選に努め、重点指導項目を決めたり、単元の統合、見直し、合科等工夫して実施
- ⑦ 受験を控えた児童生徒の学習環境への配慮と、保護者や児童生徒への情報提供

2.6.2 教師ができる心のケアプログラム

☆身近な教職員の関わりが心のケアの第一歩
☆継続的で注意深い観察と専門家や専門機関との連携を
☆一体感の感じられる行事、遊びや運動を取り入れて組織的な対応を

(1) 心のケアプログラム

- ① 一体感が感じられる行事・・・つながりの感覚を回復
 - ・校外学習・合唱・クラス討論
- ② 個別面談・アンケート
 - ・チーム（担任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラーなど）での継続的関わり
 - ・こころとからだのアンケート →P.106・108へ
 - ・専門家、専門機関との連携
 - ・保護者面談

(2) 年齢別の具体的対応方法の例

- ① 幼稚園児
 - ・優しい言葉かけを増やして安心させる。
 - ・抱きしめるなど、身体的な接触で安心感を与える。
 - ・暖かい飲み物を与え、安心して眠れるように配慮する。
 - ・一緒に寝るなどして、不安感を少しでも取り除く。
- ② 小学生
 - ・子どもの言うことによく耳を傾ける。
 - ・必ず元の状態に戻ることを話して、安心させる。
 - ・遊びや身体活動の機会を与える。
 - ・できれば手伝いをさせ、褒めて自信を持たせる。
 - ・子どもが嫌がることは無理にはさせない。例えば震災を放映しているテレビを無理に見せないようにする。
- ③ 中学生
 - ・具体的に注意する。
 - ・元の状態に戻ることを話して安心させる。
 - ・勉強や手伝いができなくても、しばらくの間は大目に見る。
 - ・家庭や地域の復興作業を手伝うように勧める。

- ・友人と遊んだり話し合うことを勧める。

④ 高校生

- ・勉強や手伝いができなくてもしばらくの間は大目にみる。
- ・災害時の体験を、家族や仲間と語り合い励ましあうようにむける。
- ・家や地域の復興などの再建活動に参加させたり、趣味やスポーツ、社会活動に積極的に取り組ませる。

(3) 心的外傷後ストレス障害（PTSD）への対応

心の回復へのプロセスやペースは、災害の程度や子どもの発達段階によって違ってくる。また、被災後1ヶ月以降においては、心的外傷後ストレス障害（PTSD）への対応も視野に入れなければならない。

災害後1ヶ月以上経過して、心的外傷後ストレス障害（PTSD）が疑われる症状が持続して認められる場合は、専門家である医師の診断を受けるように勧める。 →P.104へ

① 専門家や専門機関と連携

② 長期間の継続的な観察とケアが必要

③ 信頼関係をベースに

④ 傾聴的、共感的、受容的な対応を心がける

⑤ 自己達成感の向上、現実適応能力の回復への支援が中心

⑥ 学校全体で組織的に対応

⑦ 具体的対応

- ・子どもが自ら心配して訴える時には、時間を準備して話を十分に聞く。
- ・気になる行動や情緒的反応が認められても、子ども自身が心配していなければことさら取り上げない。
- ・遊びや運動の機会を増やし、クラス内、家庭内、地域内の人間関係を良好にする。

2.6.3 避難所解消の手順

☆避難所運営委員会で解消に向けて協議を行う
☆概ね7日以内に学校避難所の解消を目指す

(1) 部屋の統廃合

- ① 避難所開設後、退所者の状況を踏まえながら避難所運営委員会（自治組織）の了解を得て部屋の統廃合の内容とスケジュールを決定
- ② 市町災害対策本部の責任者が避難者に説明をし、協力を依頼
- ③ 移動に際しては従来の部屋ごとのまとまりをできるだけ崩さないように配慮

(2) 学校避難所の解消

- ① 学校再開と連動させ、避難所の解消に向けて避難者との話し合いを設定（市町災害対策本部の責任者が対応）
- ② 公民館などの他の避難所への移転準備。避難所運営委員会やボランティアなどが荷物運びなどを支援
- ③ 撤収した避難スペースは、清掃および整理・整頓の後、施設管理者に引き渡し

2.6.4 学校給食の再開と食の支援

☆災害発生後の食は心と身体の健康に与えた影響を与える
☆食育のひとつに震災で学んだ「食」の大切さの伝承を取り入れる

(1) 簡易給食から完全給食へ

簡易給食として再開した場合は、児童生徒の栄養管理上、一日も早い完全給食への移行が必要となる。

(2) 児童生徒への給食指導

- ① 学校において恒例の行事も始まり、普通の生活に戻りつつある中で、食が心に与える影響から児童生徒の体や心に危険信号が現われていないか注意が必要
- ② 児童生徒への給食指導内容を再度検討し、綿密な給食指導（衛生指導、配膳、後かたづけ）を実施

(3) 「食」の大切さの伝承

震災時のさまざまな「食の体験」を通して学んだ「食」の大切さを伝承して行く。

- ① 防災訓練と同時に「防災給食」を実施
- ② 自然学校などでサバイバルキャンプを実施



震災時の食料事情の伝承

※日頃から学校単位でできる食品の備蓄などについての検討が必要。（各地域の健康福祉事務所に資料有）



宝塚市立西谷小学校での防災給食の様子